

議案第 4 2 号

市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 6 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給料月額の特例措置を 1 年間延長するため、市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成 2 4 年君津市条例第 3 2 号）を改正しようとするものである。

市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成 24 年君津市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例）

第 1 条 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 18 号）第 3 条の規定による給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職	割合
市長	100 分の 13
副市長	100 分の 12
教育長	100 分の 11
政策監	100 分の 11

第 2 条第 1 項中「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 19 年君津市条例第 9 号）附則第 7 項」を「一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年君津市条例第 号）附則第 3 項から第 5 項まで」に、「（以下）」を「（第 3 項において）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 特例期間においては、一般職給与条例に基づき支給される給与のうち一般職給与条例第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 一般職給与条例第 26 条第 1 項 前項に定める額

(2) 一般職給与条例第 26 条第 2 項又は第 3 項 前項に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

(3) 一般職給与条例第26条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

第2条第3項中「第14条から第16条まで及び」を削り、「第17条」を「第17条第2項」に改め、「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削り、同条第4項中「第1項、第2項第4号及び前項」を「前3項」に、「第2項第4号」を「第2項」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 特例期間においては、前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定の適用を受ける職員に対する一般職給与条例第26条第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給及び勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、前条第2項第1号及び同項第2号中「前項」とあるのは「次条第1項」と、同項第3号中「前項に定める額に、同条第4項」とあるのは「次条第1項に定める額に、一般職給与条例第26条第4項」と読み替えるものとする。

第3条第3項を削り、同条第4項中「、地域手当、期末手当、特定任期付職員業績手当」を削り、同項を同条第3項とする。

第4条及び第5条中「第17条」を「第17条第2項」に、「市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例」を「特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例」に、「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

第6条中「期末手当」を「給料」に、「期末手当の額（これらの給与のうち、市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例）」を「給料の額（特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の給与の特例に関する条例）」に改める。

第7条中「、地域手当、期末手当、勤勉手当」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。